明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働五五）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五六）　一三
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同五七）　一四
〔告　示〕
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働八七）　一七
○厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（同八八）　二三
○厚生労働大臣が定める医療行為（同八九）　二四
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（同九〇）　二五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同九一）　二四〇
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同九二）　二五

省　令

○厚生労働省令第五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十三条第三項、第四十四条第三項、第五十一条の二十三第二項、第五十一条の二十四第二項、第八十条第二項及び第八十四条第二項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条第一項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項、第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第二項、第三十三条の六第一項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。附則において「指定障害福祉サービス等基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第十九章　（略） 第二十章　雑則（第二百二十四条） 附則 （準用） **第二百二十三条**　第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又	目次 第一章～第十九章　（略） 附則 （準用） **第二百二十三条**　第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十条から第九十二条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又